

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年6月12日
事業者の氏名又は名称	有限会社下田ハイヤー(法人番号7490002011733)(代表者 前野幸江)
事業者の所在地	高知県南国市稲生1318番地4号
営業所の名称	稲生営業所
営業所の所在地	高知県南国市稲生1318番地4
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(115日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年11月18日及び同年11月28日、同年12月19日、令和8年2月19日に、労働局と合同で監査を実施したところ、11件の違反が確認された。 (1)運行管理者の選任の届け出をしていなかったこと(法第23条第3項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項) (3)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項) (4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (7)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (8)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (10)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (11)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数(営業所)	12点
違反点数(事業者)	12点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。